

総 務 常 任 委 員 会

平成18年3月16日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について
- 議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について
- 議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町

を除くことに伴う財産の処分に関する協議について

議案第 36 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 37 号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

議案第 38 号 千葉県自治センターの解散に関する協議について

議案第 39 号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について

《付託陳情》

陳情第 1 号 庶民大増税の中止を求める陳情書

出席委員（6 名）

委員長	林 俊 介	副委員長	平 野 浩
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（4 名）

議長	鈴 木 正 道	議員	神 子 功
議員	柴 田 徹 也	議員	平 野 忠 作

説明のため出席した者（41 名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
新 市 行 政 長	加 藤 博 夫	秘書広報課長	平 野 哲 也
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏	市 民 課 長	小長谷 博
海上支所長	木 内 孫兵衛	飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄
干潟支所長	木 内 國 利	会 計 課 長	遠 藤 純 夫

消 防 長 佐 藤 眞 一
そ の 他 担 当 員 2 7 名
職

監 査 委 員 長 花 香 寛 源
事 務 局

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 堀 江 通 洋
主 任 主 事 飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。改選後初めての総務常任委員会ということで、本日ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本委員会の委員長を不肖私が仰せつかることになりました。未熟者でございますけれども、委員の皆様方にはよろしくご協力の方、お願い申し上げたいと思います。また、執行部の皆様につきましても、いろいろとご協力、ご指導をお願い申し上げたいと思います。また、委員の質疑に対しましては、ひとつ詳細について丁寧なご答弁をお願い申し上げたいと思います。簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承お願いいたします。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

神子功議員、柴田徹也議員、平野忠作議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、お忙しい中、鈴木議長に出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。鈴木議長、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） おはようございます。

本日は非常にお忙しい中、総務常任委員会を開催をいただきまして、本当にありがとうございます。

総務常任委員会に付託されました議案は議案21件と、それから陳情1件ということで、非常に本数も多く、しかもまた多岐にわたっておりますので、ひとつよろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

また、合併いたしまして、今年度が本格的な予算組みでございます。いろいろな面でひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、執行部の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。今、委員長からお話がございまし

たとおり、ひとつ詳細にわたってのご答弁をよろしくお願い申し上げて、簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただく次第でございます。大変ご苦勞さまでございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

執行部を代表して、重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

本日、当委員会に審議をお願いいたします案件でございますが、18年度の当初予算関係1議案、それから17年度の補正予算関係1議案、それから、条例の新規制定関係が6議案、また、条例の一部改正が7議案、それから、一部事務組合の規約改正等に係る協議に関するものが6議案ということで、21議案ということになっております。慎重によりしくご審議くださりますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

て、議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についての21議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、各担当課長は随時説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から総務課所管の主要事業について補足説明を申し上げます。

予算書の53ページをお願いいたします。53ページの説明欄の7、庁舎改修事業2,671万8,000円です。

この内容でございますが、飯岡支所の玄関改修工事、それから、本庁舎1階北側サッシの改修工事、これは二重サッシにする改修です。それから第2庁舎の設計室の増床工事、これは建設課と都市整備課が入っております。それと、庁舎等の不測の維持改修に対応するため等を予定した予算でございます。

次に、71ページをお願いいたします。説明欄3の防災対策事務費でございます。

内容でございますが、11節の需要費中の消耗品費310万8,000円の内訳は、防犯指導員用ジャンパー、帽子、それと腕章の購入、それから子ども110番の家の看板、それから、その下の修繕料162万円は、市内に60基の防犯灯を設置する費用でございます。ごめんなさい、修繕料でございます。

それと、次のページ、72ページの19節、負担金、補助及び交付金中の防犯灯電気料補助金824万2,000円は、各区に設置してあります防犯灯の助成金で、1灯当たり年額2,000円を全

部で4,121灯を助成するものでございます。なお、この事業でございますが、これは「千葉県みんなの力で防犯活動」支援事業、いわゆる県の補助事業で、補助率は3分の1でございます。

次に、少し飛びまして、220ページをお願いいたします。

説明欄1、防災対策事業についてでございます。本事業は、災害時の非常用食料や資機材の備蓄、防災訓練の実施や防災啓発冊子等の作成また地域防災計画の作成に要する経費で、主なものといたしましては、次のページ、221ページ、11節の需要費中の消耗品費300万円の内訳でございますが、これはアルファ米、それから乾パン、粉ミルク、飲料水等の避難用備蓄食糧と、それから防災啓発冊子、それと防災訓練用の発炎筒、石灰等の消耗品費でございます。次の13節中の委託料1,242万2,000円は、防災計画作成の基礎となる防災アセスメント調査委託料でございます。

次に、222ページ、説明欄3の国民保護計画策定事業でございます。

主な内容でございますが、13節委託料、国民保護計画策定委託料420万円でございますが、これにつきましては、本定例会にも上程してございますが、議案第15号、それから16号に関連しての事業で、本計画は国民保護法第35条により市町村計画の策定が規定されておりました、内容といたしましては、市町村対策本部の所掌事業、それから避難住民の誘導、それから訓練の実施方法、それから必要物資及び資材の備蓄計画等を定めるものです。なお、本計画は本年の9月ごろまでに素案を作成し、県との協議を経て、18年度中の完成を予定しております。

続いて、同じページの説明欄4の防災基盤整備事業です。

15節の工事費、集水複合井戸設置工事1,040万円は、災害発生時の消防水利及び飲料水の確保のため、耐震性の集水複合井戸を海上支所、飯岡支所、干潟支所の各支所3か所に設置するものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課所管の予算につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

まず、66ページをお願いいたします。説明欄の5、統合型地理情報システムの整備事業、これにつきましてご説明申し上げます。

これは、17、18年度の2か年の事業ということで整備を進めております。18年度におきましては、供用空間データの作成、それからデジタル化された地図、それと都市計画図、白図等を作成するということが主になります。この基礎となる地図をデータ化することによりまして、他課でもこのデータを利用することが可能となります。要するに重複整備をしないで、一つのものをそのまま複数課で利用できるようにしていくということでございます。

それと、68ページをお願いいたします。

説明欄2、コミュニティ育成事業、この19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、この補助対象、仁玉岡、それから八軒町、この2地区の集会施設の建設、これに対します補助、それから駒込区、仁玉浜区、曽根区、これは旧飯岡です、それと小網町区、それから椎名内岡区計5地区の集会施設の修繕、これに補助をいたします。それと、もう1点、祭り備品の購入ということで、網戸区へ助成を行う、そういうものでございます。

それと、同じページ、説明欄3のコミュニティバス等運行事業、この中で、13節の委託料と、それから19節、負担金、補助及び交付金というのがあります。13節の委託料につきましては、飯岡地区と旭地区のバスの運行委託、それから、19節につきましては、旧海上、それから干潟、この2地区で運行しておりますバスの助成、そういうシステムで18年度は行うということでございます。

以上、簡単ですが、補足説明いたします。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

続きまして、秘書広報課長。

○秘書広報課長（平野哲也） それでは、秘書広報課の方所管の1点について、ご説明させていただきます。

予算書の57ページをお願いします。

57ページの下の方になりますけれども、説明欄の2、広報活動費でございます。予算額は3,771万4,000円でございます。これは広報紙の発行あるいは市勢要覧あるいは市民便利手帳、ガイドマップ、そういったものの作成に係る費用が主なものでございます。

主なものとしたしまして、次の58ページをお願いしたいと思います。

58ページの上の方になりますけれども、広報紙の印刷代です。これが、印刷製本費という所に1,872万6,000円計上してございます。それから、広報紙、新聞折り込みしているわけです。この折り込み代ですが、その下の12節の手数料の中でございます。796万5,000円を計上してございます。なお、この広報紙につきましては、毎月1日と15日の月2回の発行

をいたしております。発行部数につきましては、それぞれ2万3,500部を予定しております。

次の13節委託料でございますけれども、委託料に1,007万3,000円で計上してございます。一番上の市勢要覧作成準備委託料388万8,000円でございますけれども、これは平成19年度に新しい市勢要覧を作成するという予定で、今、準備をしているわけでございますけれども、この388万8,000円は写真撮影と、2か年で予定しますので、18年度分の準備経費ということで、写真撮影等の経費が主なものでございます。

次の市民便利帳作成委託料467万3,000円でございますけれども、これは市役所の取り扱い事務あるいは窓口の案内、こういったものを1冊の冊子にまとめまして、全世帯に配布するということで、便利手帳の印刷費用でございます。

次のガイドマップ作成委託料151万2,000円につきましては、これは市内施設の案内、それから地図、こういったものをA1サイズの大きさに作成しまして、他市等からの来訪者用あるいは案内用ということで作成して配布するためのものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について、一括して質疑がありましたら、お願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 質疑でございますけれども、一括してということで、すべて質疑を出しちゃって、それでやるんですか、それとも何点かに分けて質疑をしても差し支えないですか。

○委員長（林 俊介） 一括でお願いしたいと思います。

○委員（日下昭治） 一括ですか。

○委員長（林 俊介） はい。

○委員（日下昭治） じゃ、まとめなければなりませんので、後でします。

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 5点ほどお伺いしたいことがございますので、よろしくお願いします。

まず、最初に68ページですが、自治振興事務費の中の委託料、行政連絡事務の委託料3,600万円ほどございますけれども、これは区長をはじめとしまして、区の役員の皆様の報

酬であると思いますけれども、合併前の金額と比較しますと、減額をされているといったような話を聞いております。どういう状況かをお伺いしたいと思います。

また、市政を運営していくという中で、区長あるいは区の協力というのは欠かせないことだろうと思います。合併前と比較しまして、区と市との関係といたしますのは今までどおりというふうに理解していいのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

それと、2番目ですけれども、71ページになりますが、防犯対策の一環としまして、1年生から4年生に防犯ブザーを配布するということを、市長がこの間の議会の時におっしゃっておいりましたけれども、防犯ブザーを配布されるということですよ。その防犯ブザーですけれども、今まで防犯ブザーを配布していた所もあったと思いますけれども、実際にこの防犯ブザーが必要とされたことがあったのかどうか、その辺、まず一つお伺いしたいと思います。

それと、この防犯ブザーについての一つの疑問点なんです、防犯ブザーというものを、実際に大人の方がどれほど認識されているのか。実際にいざ何かがあって、子どもさんが防犯ブザーを鳴らしたとしましても、大人が、周囲の方がそれを認識されていないということであれば、無意味かなというような気もしております。その辺の大人に対しての周知徹底と申しますか、そういうことはされているのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、75ページですが、収税事務費の中で、1の報酬ですが、市税等徴収補助員1名に対して、160万円ほどの支出がされているわけですけれども、市税のこの徴収補助員をお願いしているということは、それなりにそれが成果が上がっているということだろうと思います。どのような活動をされて、どの程度の市税徴収の成果があったのかをお伺いしたいと思います。

また、こういったことは、本来、税務課で行うべきことだろうと思います。こういった仕事を臨時の職員にお願いするということは、それなりにやはり税務課の職員がほかに違う仕事をされているということだろうと理解します。こういったような、税務課として、職員の方が仕事をされているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それと、あと216ページの消防費なんです、2番目の非常備の消防費の中で、1の報酬ですけれども、消防員の報酬、9人分として32万4,000円、それと、あと次のページになりますけれども、219ページの19の消火栓の設置費、維持費、これらについては、非常備の消防費というのがあたっているのかどうか。

むしろ、消防委員につきましては、非常備だけを管轄するというだけでなく、常備消防

に対してもいろいろと物を言うということではないかと思いますので、非常備の予算に組んでいるというのはどうかなというような気がしましたので、消火栓なんかにつきましても、これはむしろ市でやるということであれば、常備消防の方の項目でないかなと、そういったような気がしております。

それから、294ページですけれども、一般職の総括の中で、職員数ですが、本年度の職員数が787名となっているわけでありましてけれども、この間、アクションプランという案をいただきましたけれども、この中の職員の数には848名というふうになっております。どちらが正しいのかお聞きしたいと思います。

一般職の、この間も議案質疑の時に質問しましたが、その時の市長の答弁で、25人の方が今年やめられると、そういったような答弁がございました。平成16年になりますけれども、いろんな資料を持ち出して申し訳ありませんけれども、平成16年3月11日に行われました合併協議会の新市建設計画の勉強会というのをここでやったわけですが、その時の資料では、18年度の退職者は18名というような見通しを持っていたわけでありまして。

そういった中で、今年、25名の退職者の方があったということで、これは関係者の皆さんの努力と申しますか、退職される方がご理解いただいたということで、本当に新市の方の財政の面からいえば助かったかなというような、本当にご協力ありがとうございますというようなことを申し上げたいわけでありましてけれども、せっかく25名の方が退職された中で、新規の採用が16名ということなんですけれども、建設計画の中においては半分くらいというようなことだったもの、できれば新しい若い方の職場として、こういった安定した職場に就職していただくということは本当にいいことだろうと思います。そういった考え方も私も持っております。16名の方を採用した理由と申しますか、考え方についてお聞きしたいと思います。

以上5点についてお伺いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、初めに68ページの自治事務振興費の関係でございますが、減額になった理由、また、市との関係が今までどおりかということでございますが、確かに今まで制度が全部違っておりました。旧旭市は委託方式、旧3町は非常勤の特別職というような扱いでやっておりました。そういう中で、今年度の4月、統合するわけでございますが、その前段といたしまして、旧1市3町の現在の区長会長、それから副会長等に集まっていた

だきまして、その中で議論していただきました。

そういう中で、最終的には、じゃ、旧旭方式の委託料方式でいこうと。ただ、すぐそれに合わせると、やはり先ほど島田委員がおっしゃったように減額という面も出てきますので、じゃ、3年間をかけて少しずつ激変緩和措置で調整していこうと、そういうことで、今回、それに従っての予算計上をしたものでございます。

なお、市との関係はということですが、それは今までどおり、一応、これからも維持したいと考えております。

次に、71ページの防犯ブザーの関係でございますが、この中の防犯対策事務費、この中で、今年度、一応消耗品、先ほど申し上げましたが、防犯ブザーを1,383個、いわゆる今年度の2年生と3年生、それと、19年度、来年の1年生に配付することで、購入する予定でございます。失礼しました。今年度1,383個の配付先でございますが、3年生と、19年度の新1年生の分でございます。

今まではどうだったのかといいますと、申し訳ございません、これは今まで教育委員会の方でやっておりましたので、ちょっと内容は分かりません。

あと、細かいことは財政課長の方で。

それと、飛びまして、今度は294ページの給与費の明細書の関係でございますが、ここに載っております本年度の職員数787名、アクションプランで800何名という、この違いはということでございますが、ここに載っているやつは一般会計の職員だけでございます。特別会計、国保だとか高齢者とかそれ以外の水道だとかはそれぞれの予算の科目の所に職員数は載っております。そうしますと、合わせると800幾つと、そういう形になります。会計ごとに職員を分けてありますから、予算上は。ですからこのような数字になります。

それから、もう1点ですか、今年度16名の採用する中身でございますが、一般行政職のうちの上級職が3名、それから初級職が2名、それから保育士が4名、それで消防職が7名、合計で16名です。

それで、合併協で2分の1云々とかいろいろな話がございましたが、今年度、このような数字になりましたのは、いわゆる保育士、消防士等の専門職の欠員が生じておりましたので、こういうような形に結果としてなりました。

以上です。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 防犯ブザーにつきまして、補足いたします。

所管的には、文教福祉になるわけですが、私の方で内容を承知しておりますので、その範囲でお答えします。

現在の1年生でございますけれども、それにつきましては本予算の方に予算化してありましたので、すぐに購入いたしまして、1月からもう配付してございます。それから、2年生につきましては、1月に補正をお願いいたしました。あの中に入っておりましたので、もう配られているんじゃないかというふうに思っております。今の3年生と、これから4月に入ります新1年生がありませんでしたので、今回、防犯の方の予算でもって予算化したということでございます。この結果、4月以降になりますと、市内の4年生以下の防犯ブザーにつきましては、全員が持つことになるというふうに思っております。

具体的にどうふうな運用ということでございますけれども、大人の目が無いとまずいんじゃないかということなんですけれども、それにつきましては、ちょっと文教福祉の方で議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収補助員についてお答えいたします。

徴収補助員の制度は、旧旭市におきまして平成14年度から導入した制度でございまして、予算上は一般会計で1名、それから国保会計で1名計上してございます。

この市税等徴収補助員を設けた目的でございますけれども、これは定期分納の約束のある方や比較的容易に徴収可能な未納者の方への集金、それから口座振替の推進といった、それまで税務課の収税担当の職員がやっておりました事務のうち、委託してもできるものと判断されるものを徴収補助員に委託いたしまして、納税者の方からの、土曜、日曜だとかあるいは夜間だとかという要望等にも対応できるような、きめ細かな臨戸徴収を行うことによって滞納の発生を防ぐ。それによって、これは定期的な徴収業務に当たっていた収税担当の職員が、高額滞納等の困難な事例への滞納整理の事務に従事することができるようにする、この二つが事業の目的でございました。

その活動の内容と成果でございますけれども、16年度の実績ということで申し上げます。これは2人の合計でまとめておりますので、市税、国保税両方合わせて、同じ1軒の家へ回る時には市税も国保税も徴収いたしますので、そういうのも全部1件としてカウントしてまいります。実績でございますが、稼働日数は429日で、訪問件数が2,306件、うち、徴収できた件数が1,881件、率にいたしますと、81.6%の徴収率になります。徴収いたしました金額、総額が4,884万5,186円という金額を徴収していただきました。

これによって、税務課、ほかの収税の職員は、本来、違う仕事ができるだろうということでございますけれども、税務課の職員は、これによって徴収困難な滞納者や新規滞納者の交渉に多く当たることができるようになっております。滞納者の実態把握により多くの時間を充てることができまして、本来の滞納整理のための調査、それから、それに基づく差し押さえ等の滞納処分、これを積極的に行うことができるようになっております。ちなみに差し押さえにつきましては、16年度は旧旭市では51件行っております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から非常備消防費中の消防委員の報酬、それから消火栓の設置負担金、それから消火栓の維持管理費、管理負担金、これについては、非常備消防費でよいのかということでございますけれども、これは、合併前の各旧市・町におきましては、非常備消防費の予算の中で防火水槽、それから消火栓の設置負担金、そして消火栓の維持管理費の負担金、これを予算で編成しておりました。

それが、合併してから暫定予算、それから新予算におきまして、そのまま非常備消防費中に編入されていたということでございます。そういった関係から、18年度予算につきましても、非常備消防費の中で予算編成をしたものでございます。

ただ、これが、先ほど申されましたように、消火栓の設置等については常備消防費でよいのではないかとということでございますけれども、確かに委員おっしゃるように、常備消防費の中でも何ら不都合はございません、同じこの消防費の範疇でございますから。ただ、今までの予算の編成状況がそうございましたので、非常備でも不都合は無いということで、18年度も組ませていただきました。

ただ、次の予算編成に当たっては、単独消防の編成状況等を十分調査して、常備消防でいいのか、あるいは非常備消防でいいのかというのをやはり検討したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、先ほどの職員数の関係について申し上げます。

アクションプランの847名につきましては、17年度の当初の職員数、いわゆるアクションプランが17年度から21年度までの5年間ですから、17年度を基礎にしております。それで、アクションプランの方は847名になっています。

それでは、その847名の会計別の内訳を申し上げます。まず、一般会計でございます。一般会計が、これは先ほども申し上げた、294ページに載っておりますが、794名、それから国保会計が2名、それから下水道会計が12名。それで、国保会計の2名は予算書の347ページに載っております。それから下水道会計の12名は予算表の411ページ。次に、農業集落排水事業、これは431ページになりますが、1名。それと、水道会計、これは予算書が別になります。水道会計が19名。それから国民宿舎が8名、それから派遣職員が11名で、合計が847名と、こういう数字になります。

それで、今度の予算書に載っております、一般会計はよろしいですね、そこに787名が載っていますから。それと、国保会計が同じく2名、それから下水道が12名、それから農業集落排水が1名、水道が19名、それから国民宿舎が8名、派遣が11名で、合計で840名、トータルでマイナス7名と、そういうことになります。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） 先ほどの消防の方ですけれども、どちらの予算に入れても、同じ消防の予算というようなことで同じというようなことでありましたが、私も消防団の方にもかかわっておりますので、消防団の立場から申し上げさせていただくということであれば、非常備消防の予算というものがどの程度使われているのかというのが、やはり批判と申しますか、あまりかかり過ぎるんじゃないかと、そういったような考え方もする方がおりますので、どっちにするかっていうのもちょっとやっぱり考えていただきたいなと、そういうふうに思っております。

人件費のことではありますが、今回、16名の方を採用されたということで、消防なんか7名ということで、大勢の方を採用されたわけでありまして、これは私も消防議会、前々参加しておりまして、間もなく大量の退職者が出るということで、消防の場合はすぐには戦力にならないということで、職員を前倒しするというような形で採用するというようなことを聞いておりました。で、こういった数字が出てきたのかなというふうに理解しておりますけれども、いずれにしても、合併協議会の時に出てきました、ああいった基本的な数字に照らし合わせながら、今後ともやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、最初の質問でしたけれども、区長会の話ですけれども、区長会の委託料が減られるという中で、事務量というんですか、委託の量というんですか、そういうのはだいたい

今までどおりと考えていいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、防犯ブザーの質問は、文教福祉常任委員会の方で議論してくださいということでしょうか。

○委員長（林 俊介） 防犯ブザーにつきましては、所管が文教福祉常任委員会になっておりますので、その件につきましては、後日、個人的にお聞きしていただきたいと、所管でございませんので、ご理解いただきたいと思います。

島田委員の再質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、再質問にお答え申し上げます。

先ほどの常備消防費に含まれてもいいんじゃないかということでございますけれども、平成19年度、ちょっとまだ先なんですけれども、これについては常備消防費の中で予算編成するよう進めたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 委員長、今の行政事務連絡員の事務量の関係ですが、担当課長に答弁させます。

○委員長（林 俊介） 伊藤主査。

○主査（伊藤義隆） それでは、事務量について説明させていただきます。

今までも旧1市3町でそれぞれ違っておりましたが、新市になりまして、同じレベルになるということになります。基本的にどんなものがございませうかといいますと、主に区長の回覧といったものでございまして、その他に、各委員のお願いをするといったこともございませうけれども、基本的には事務費につきましても、3年間で統一するということですが、事務内容についても同じものになるというものです。負担がかかるものについては、先ほど言いましたけれども、区長回覧と、こういったものになるかと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、ついでで申し訳ないんですが、今回、合併しまして、大勢の区長が誕生したといった中で、区町会の運営についてはどういうふうにお考えか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 区長会の運営につきましては、今までどおりの方法で行ってまいります。

以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今までどおりというのは、全体を集めて会議を開いたり、150人というのは大勢なもので、一気に集まれるのかどうか、その辺もちょっと心配しているんですが、その辺はどういう形で会議とか開く場合にはやられるか、お伺いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々々質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 会議等につきましては、今までは確かに定例会、総会の時は全員集まっていた。あとはそれ以外は役員会という形でやっておりました。現状、やっていくつもりでおりますが、総会の時、皆さん全員集まって150名でやるのかどうか、その辺につきましては、これから役員会等で詳細に詰めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 52ページの説明欄13の所なんですけれども、委託料の所の庁舎清掃委託料1,172万7,000円の内容について、これは3支所を含むのか、また、支所は週何日行うのか、お尋ねいたします。

それから防犯ブザーのことで、先ほどあれなんですけれども、ちょっと確認の意味で質問いたします。71ページになりますけれども、説明欄3の防犯対策事務費の所なんですけれども、補足説明で小学校1年生から4年生に防犯ブザーを配付することなんですけれども、すべて無料なのか、また、一部保護者に負担があるのか、お尋ねいたします。

この2点なんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 伊藤委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、1点目の庁舎の清掃委託料1,170万7,000円、これは3支所、本庁、3支所全部含んでおります。

それから、防犯ブザーの関係ですが、すべて無料でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 清掃の関係でございます。

支所につきましては、支所別に言います。まず、海上支所です。日常清掃、それから床清掃が年4回、それからカーペットの清掃が年1回、それから窓ガラス清掃が年3回、それからサッシ清掃が年1回、それから干潟支所が、床清掃が年2回、それからカーペット清掃が年1回、窓ガラス清掃が年2回。それでは、飯岡支所については、支所長の方で。

○飯岡支所長（佐久間俊雄） それでは、飯岡支所でございますが、床清掃が年2回です。カーペットクリーニング、年1回でございます。窓ガラス清掃が年2回でございます。それと、あと日常の清掃が、土日を除いて毎日入っております。

○委員長（林 俊介） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤房代） はい、ありがとうございました。

○委員長（林 俊介） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時5分まで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号の質疑を行います。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 1点だけ補足説明をいたします。先ほど、消防委員の件について触れませんでしたので。

消防委員につきましては、これは消防団の運営に関する事項が主でありますので、これはこのまま非常備消防費の中に編成しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 先ほどの伊藤委員の庁舎清掃の関係、本庁の中身でございますが、

床清掃が年４回、それから窓ガラスが年４回、それと会議室、廊下、定例会開会前の議場の日常清掃。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、何点か質疑をさせていただきたいと思います。

歳入の方で諸収入の中で、説明欄の22ですか、これは。

○委員長（林 俊介） 何ページ。

○委員（日下昭治） 39ページですね。合併市町村地域資源活用事業助成金500万円というものが入ってくるわけでございますけれども、歳出にそれらはどう使われるのかなと思うんですけれども、63ページ、企画費の中で諸収入500万円ほど財源内訳の中にございますけれども、その辺が関係するのかなと思うんですけれども、説明欄の方に行きましたら、どこへそれらが使われるのかがまず１点。

それと、217ページですか、説明欄の19節の負担金補助及び交付金の中において千葉県市町村総合事務組合負担金2,053万6,000円ですか、ございますけれども、その辺の説明が１点。

221ページ、説明欄、委託料、防災アセスメント調査委託料について、どのような調査を委託して、その結果がどのような形になっていくのか、説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほど島田委員の方でも若干触れられていたようでございますけれども、一般職の総括表の中における時間外勤務手当、いわゆる１億4,990万円と、夜間手当ですか、791万6,000円、その辺の内訳、どのような分け方をするのか。

それと、級別職員数、18年１月１日現在のものが出ておりますけれども、17年７月１日現在のものが昨年の予算書の中に載っている職員の配置というんですか、その辺のものが変わっていると思うんですよ、一般行政職、税務職等について。消防職の場合には減っているみたいですので、その辺は退職してしまったのかなと思いますけれども、その辺の内容の説明。

それと、担当、これ秘書広報課長になりますか、広報あさひの中で若干、今触れましたけれども、時間外勤務手当、それらについて、これは予算ですけれども、昨年の17年度分の広報で発表しましたけれども、時間外報酬で、これは最後にありますけれども、１億3,590万9,000円の内訳として職員１人あたり支給年額17万1,000円という形でございますが、私の計算上ではまだ、素人だから分かりませんが、7、8、9級職には多分付いていない方だと思うんですけれども、その辺の数字からしますと若干違うのかなと思いますけれども、

私の間違いか分かりませんが、その辺の説明を1点。

それと、退職手当のところに旭市と国の比較がございますけれども、その辺の広報の仕方が不適切じゃないかなと思うんですよね。加算措置手当が国と同じということに入っておりますけれども、特例措置2%から30%加算、国が2%から20%加算だと思うんですけれども、その辺の違いをどのような形で広報へ掲載したのか、お願いしたいと思います。

取りあえずそういうことでお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、1点目の地域資源活用事業の助成金の関係です。39ページの歳入ですね。これが歳出、どこに使われているのかということでございますけれども、これは64ページになります。

中ほど、説明欄4の医療・福祉・食・交流の郷づくり事業、ここに充当しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、217ページの19節の負担金補助及び交付金、この関係のお答えを申し上げます。

これにつきましては、団員等公務災害補償事務市町村負担金、これが230万4,992円。そしてもう1点が、団員の退職補償金支給事務市町村負担金、これが1,814万5,480円。それから3点目が、団員等の公務災害見舞金支給及び消防賞じゅつ金事務負担金、これが8万4,160円。合計で2,053万6,000円。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 221ページの防災アセスメント調査委託料の内容でございますが、これにつきましては、この地域の過去のいわゆる災害被害、そういうものを調査していただきまして、それらを基に、今作成中であります防災計画に使用するための調査でございます。で、それ以外に人件費の関係はちょっと時間ください。

○委員長（林 俊介） ほかに。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（平野哲也） 広報紙の方に人件費、表が載っておりますけれども、内容はす

べて総務課の方でございますので、それを一緒に併せて後ほど答弁ということになろうかと思えます。よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介）　じゃ、今、総務課の方でお調べ中ですので、少々時間を。後ほどということ。

日下委員。

○委員（日下昭治）　じゃ、そちらは後でまた報告いただきたいと思います。

消防長、1点、先ほどの補償については内容を今説明いただきましたけれども、次のページ、218ページの中に福祉共済負担金というのとの兼ね合いはどうなるのかを、その辺は別にあるわけですが、そうしますとそれらについてのものが今度はどういうものに負担するのかなという感じがしましたので、その辺を、若干、先ほどの質問とは違ってきますけれども、またもう1点お願いしたいと思います。

それで、今、総務課の方でいろいろ調べていただくということでございますけれども、今回の予算書を見てみますと、全体的に賃金という項目がかなり多いわけですね。そうしますと、賃金で支払うものについては、当然、賃金ですから外部へ払うわけでございますけれども、その辺のものが行政改革アクションプランとの職員の適正化等を進める上において必要になるのかどうか、その辺がちょっと私も分からないもので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

そして、後ほどかえってくればまた分かるかと思えますけれども、特殊勤務手当は当然あれですね、消防署関係はかなりそういうものに該当するだろうと思えますけれども、これはいろいろ、ちょっとこの間の新聞を見た中では富里市が特殊勤務手当は全廃だという話もございますけれども、旭市でそれをやれということではございませんけれども、当然いろんなサービスをする上においては、行政改革を進める上においてもその辺も考慮する部分があるのかなということもございましたので、ちょっと若干新聞の切り抜きをとっておきましたけれども、その辺、やれということではございませんが、ぜひまたいろんなアクションプラン等において考慮していただきたいと思います、そんなことを思うわけでございます。

そういうことでぜひお願いしたいと。答弁が総務課の方から出てきましたら、また再度、若干聞きたい部分もあろうかと思えますけれども、そういうことで取りあえずお願いを。

○委員長（林 俊介）　日下委員の再質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一）　それでは、私の方から福祉共済の負担金の関係についてご説明いたし

ます。

これは日本消防協会の負担金でありまして、団員数1,052名掛ける3,000円でございます。
その関係です。

以上です。

○委員長（林 俊介） 新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫） それでは、行政改革関連の関係でお答えをいたしたいと思っています。

全体として予算の中で賃金が多いということでございますが、これは定員適正化を進める中で賃金の職員を雇っていかうということではございませんで、アクションプランの中では臨時職員等の見直しということで、資格や免許を必要とする専門職や季節的な繁忙期などにおいては臨時職員等を活用していきますが、雇用にあたっては業務内容等について精査した上で行うこととし削減に努めます、ということで決定をしようというふうに考えているところでございますので、これらの賃金職員、あるいは賃金についても削減の方向で図っていきたいということでございます。

それから、特殊勤務手当については、同じくアクションプランの中で、現状でございますけれども、一般職の職員の特殊勤務手当につきましては、合併時に行旅死病人、死病者、行旅死人と行旅病人ですね、この二つの取り扱いに従事する職員の特殊勤務手当、それと消防業務に従事する職員の特殊勤務手当を残して、病院とは別ですけれども、一般職については手当は廃止をいたしております。そういう中で富里市の例をいただきましたけれども、いずれにしても今後とも見直しを行ってはいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（「数増やしているけれども、今はちょっと多過ぎると……」の声あり）

○委員長（林 俊介） じゃ、いいですか。

（「ちょっと、じゃ……」の声あり）

○委員長（林 俊介） それじゃ、総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、夜間手当の関係でございます。

夜間手当を支給している職員は消防と塵芥です。で、率は100分の25でございます。

それと、広報あさひの加算措置ですか、このやつは30%になっておりますが、これは20%

の誤りでございます。

（「誤り」の声あり）

○総務課長（増田雅男） 誤り。申し訳ございませんでした。私どもも気が付きませんでした。

（「後については」の声あり）

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） 誤りで、多分、ときにはやむを得ないのかなと思いますので、広報です
ので、ぜひそのようなことなくお願いしたいなと思います。

それと、先ほどの中で、17年度の職員1人当たりのやつが17万1,000円でここになってお
りますけれども、その辺、支給対象者、何名か、それをまだ答弁にございませんので、その
辺をお願いします。

○委員長（林 俊介） 日下委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

（「後で見る。具体的に分かってるんだから」の声あり）

○委員長（林 俊介） はい。じゃ、よろしいですか。

この件につきましては、後ほどお調べいただいてご回答を願いたいと思います。

日下委員。

○委員（日下昭治） 多分600名くらいだと思います。ぴったりではないですけども、多分
そうじゃないかなと私は思います。で、その辺もぜひ全員の職員を対象でなくして、やはり
支給者に対する広報をしていただいた方が適正かなと思いますので、私はちょっとその辺、
取り上げさせていただいたわけでございます。

それと、この中で私は個人的に気になるのをちょっと感じとして、賃金じゃなくして予算
にも影響することだと思いますので、今後のあれとして若干お聞きしたいなと思います。

それについて、今日、職員、ここ何人出ているのかなと、実はそういう感じで思っている
んです。昨年9月で多分、常任委員会160名くらい出ると思います、4常任委員会。そ
の辺を考えたときに、多分、皆さんここで拘束されてしまうんじゃないのかなと。そうしま
すと、ここでこの時間帯、拘束された以上はいわゆる通常の仕事ができないと。そうしま
すと、時間外にずれ込むのかなと。実はそういうことで時間外のことも若干、触れさせてい
ただいたわけでございますので、行政改革アクションプラン等におきましては何とかその辺を
改善してほしいな、そして、ぜひ市民に対してその辺をサービスに回してほしいなと、実は
そういうことの願いがございます。そういうことで、ぜひ今後の中で考慮にいただければ
なと思います。

それと、もう1点、今回の予算の中で財政調整基金からの繰入金が7億9,000万円、一般会計の方でございます。合併初年度にしては随分大きな額を入れなければならないのかなと、当然そういった背景があるわけでございますけれども、その後の財政調整基金がどのくらい残高、この間、若干出たのかなと、私、聞き損なっちゃったもので、その辺をお願いしたいということでございます。そういうことの中で、いろんな改革をする際に、そこらをぜひ含めてお願いしたいなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 常任委員会の出席者の件でお話ございましたけれども、委員からの質問に対してできるだけ適切にお答えしようということでこちらは体制整備をしておりますけれども、その辺、人数、確かに多いのかなという気もしないでもないので、今後よく検討させていただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 基金繰入金の関係で、財政調整基金の関係をお答えいたします。

これは議案質疑の中で島田和雄委員にお答えいたしましたものなんですけれども、財政調整基金ですけれども、平成17年度末で12億8,372万9,000円と予定しております。それで、18年度中なんですけれども、今ご指摘にありましたように、7億9,000万円を取り崩しいたします。それから、利子分はあるかどうか分かりませんが、予算上は1,000円を見ております。

そうしますと、年度末の残高が4億9,373万円というふうになるわけでございますが、17年度の決算剰余金、これが約10億円くらいあるのかなと今考えております。で、その2分の1程度、これは法律の規定によって2分の1以上は積み立てなければならないということになっておりますので、積み立てをいたします。これは補正でお示しすることになるとは思いますけれども、そういう中で5億円を積み立てるということになりますので、その分増えて10億円弱になるというふうに見ております。ですから、決算剰余金が増えれば積立分も増えるということです。

で、合併初年度にしては結構多いんじゃないかというご指摘なんですけれども、実は前年の17年度通年予算よりはかなり減っております。といいますのは、17年度は、合併関連の電算統合であるとかいろんな財政調整基金を使わなければならない事業がありましたものから増えておりますけれども、今年度は減っております。ただ、全体のレベルから申しますと、やっぱり少し多いのかなということで、これから行政改革をきちんとしていかなければ

いけないんじゃないかという認識は持っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、先ほどの時間外の対象職員数ですが、一応2月1日現在で634名になります。

それと、広報の先ほどの時間外勤務手当1人当たり17万1,000円、これは支給総額を794名、いわゆる一般会計の職員数で割った金額です。ですから、消防だとかそれ以外のやつは入っておりません。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 俊介） はい。よろしいですか。日下委員、よろしいですか。

○委員（日下昭治） はい。

○委員長（林 俊介） はい。ほかに。

平野委員。

○委員（平野 浩） 市税についてお尋ねしたいんですけども、13ページですね。

市税の固定資産税ですけども、この徴収率ですか、93%ですね。それと、あと都市計画税の、15ページにあります徴収率が92.8%ということで、この差があるんですけども、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

それと、もう1点、14ページですか、戻りまして、国有資産等所在市交付金及び納付金ですけども、これは郵政公社、千葉県財務局とありますけれども、本年度予算が798万6,000円ということで、だいぶ何か低いような感じもしないでもないわけで、私どもの固定資産税ですか、と比較するとだいぶ低いような感じもするわけで、これは何か交付金法によりますと、あんまり遠慮しないで県辺り、国もそうですけれども、価格の何か修正が、申し出ですか、価格の修正ができるというようなことで同額が見込めるのではないかなと、今現在、市の方の財政も厳しい折ですので、そういったような感じもしたわけでございます。

それと、もう1点、都市計画区域については、今、旧旭市が対象になっていると思いますけれども、これから旧町ですか、それに係ってくると思いますけれども、その辺についていづろからか、その辺お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 平野委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税のうちの固定資産税の徴収率と都市計画税の徴収率の差、都市計画税の徴収率の方が若干落ちているんですけれども、この差というのは、固定資産税の場合は、ご覧になってもお分かりのとおり、土地と家屋と償却資産、三つございます。都市計画税については土地と家屋のみということで、償却資産についての、これは会社等で納めていただく分がございます、それらのウエートが比較的高い、これはそちらの方での徴収率がいいということで、都市計画税についてはその分がございませんので若干落ちるということで、差が付いております。

それから、国有資産の郵政公社分、もう少し高くなるんじゃないかということですが、これは私ども決まりに従って報告等をして、その結果としてこのように配分の通知が来るわけでございますので、報告するその数値は家屋等、庁舎等の数値について、評価等の数値については適正な数値を確保しておりますので、これについてやっぱり見直すのはちょっと難しいかなという感じがしております。

それから、都市計画区域については、これは税の方とは直接は——都市計画区域は関係する税でございますけれども、区域をいつごろかというのは、これは建設経済の常任委員会の方の所管になりますので、私どもの税務課といたしましては、都市計画区域が見直されまして、旧旭市区域以外にも都市計画区域の決定がなされれば、新しく区域決定をされた区域に都市計画税を賦課するということになりますけれども、いつごろかということはちょっと申し上げられませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） じゃ、よろしいですか。

平野委員。

○委員（平野 浩） 償却資産が市税の方には1点多いということで、その差が0.2%あるということなんですけれども、範囲からしますと、旭市全体ですから範囲が広いということでいろんな問題があって徴収率が低くなるのは分かるんですけれども、都市計画区域という旧旭市でありますし、また、これは一括徴収、関連があるのではないのでしょうか、都市計画税との固定資産税ですか、一括徴収ということではないのでしょうか、その点お願いします。

範囲が広くなれば当然いろんなケースがありますから、徴収率が下がるというのは普通だと思うんですけれども、狭い所の徴収の場合の方がむしろ徴収率が高くなると考えるのが普通だと思うんですけれども、その点どうですか。

○委員長（林 俊介） 平野委員の再質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 固定資産税につきましては、旭区域と限定されない、全部の新市区域で共通してかかわれるものでございますので、これは旧旭地区よりも旧3町区域の方が徴収率そのものはよかったわけでございますので、それが合体いたしますと、新市全体としての固定資産税の徴収率は若干やっぱり高く見込むことができます。

それに対しまして、都市計画税の方は旧旭区域のみでございますので、ほかの区域から高い徴収率で応援をいただくとかというそういうことができませんので、旧旭地区だけの状況で徴収率を見ますので、若干低くなってしまっております。

○委員長（林 俊介） よろしゅうございますか。

○委員（平野 浩） はい。ありがとうございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑は。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、皆さんがよくお聞きしたのでもう聞くとところもないんですけども、市税についてお伺いをいたします。個人、法人、いろいろありますけれども、調定見込額、これについて一、二点お伺いします。

この調定見込額は、滞繰、これは何年から何年まで入っているのか1点と、そして、その中で軽自動車の調定見込額が普通の税より、割合にすると結構大き目になっている、この原因はどういうことなのか。それと、いずれにしてもこれ、この前、一般質問でお聞きした方もありましたけれども、一番古い調定見込額は、これが税収として取れなければ、それを不納欠損、あるいは差し押さえというような手段になると思うんですけども、今まで干潟町では当分の間は差し押さえやっておらなかった。今度、旭市になった場合には、その可能性というか、この間、議会でやるというような話をお聞きしましたけれども、その辺のことをちょっとお伺いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税の方、調定見込額についての出し方でございますけれども、これは旧3町におきましてはまた別々な方式をとっておりましたので、18年度の予算編成にあたりましては、旧旭市がとっていた調定見込額の積算の方法を各支所をお願いをして、それを集計したものを使いました。

例えば、個人市民税の場合には、均等割、所得割ございますけれども、均等割については、

課税状況調べ、これは毎年7月1日現在で納税義務者数とかいろいろなデータを報告するものがございますので、ここにこの7月1日現在での納税義務者数に15年度から16年度の間の数の伸び率、これを掛けまして、18年度の納税義務者の見込数を3万85人と見まして、これに均等割額3,000円を掛けて、調定見込額の9,025万5,000円というものをしております。

それから、所得割につきましては、これは給与所得、営業所得、農業所得、その他所得とさまざまな所得がございますので、それぞれの所得ごとに傾向を見まして、17年度の課税状況から同率でいく、あるいはこの所得はマイナスしていくというような、それぞれの所得ごとの傾向を見まして調定見込額を出して、それを総合計させて、そこから定率減税やそれから税制改正の影響分を差し引いて、調定見込額を出しております。

それから、法人市民税の場合も均等割については、法人数を7月1日現在での法人数で見込みを立てて、それによって調定見込額を出しますし、税割についても同じように過去の見込額、17年度見込額から、法人税分についてはほぼ横ばいであろうという推計から、17年度の見込みを基に18年度の見込みを出しております。

また、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産、それぞれについて、土地については宅地への異動の状況であるとか、宅地の標準価格、公示価格の状況であるとか、そういうものを見込んで調定見込額を出すと。また家屋については、これは木造、非木造といった家屋について、18年度の場合、評価替えがございますので、この税目については、家屋を中心に大幅な評価減となるものと予想をいたしまして、その予想に基づいて調定見込額を出しております。そのほかの税目につきましても、それぞれ傾向——既存、17年度の実績数値等を基にして、調定見込額を積算しております。軽自動車につきましては、17年11月現在での課税登録台数、これを基に見込みを出しております。このように、それぞれの税目に適当と思われる積算の方法で出しております。

それから、滞納繰越分に係る差し押さえ等の滞納処分をどうするか、これからどうやっていくかということでございますけれども、本会議の方でも触れましたが、旧旭市においてはほぼ、だんだん市では滞納処分を行う、財産調査をされて差し押さえされるということがあるんだということが浸透してきておりましたけれども、旧3町地域では、16年度を見ましても、飯岡町で13件差し押さえをやっておりますけれども、海上町、干潟町では差し押さえをやっておりませんでした。で、新市におきましては、他の地域におきましても旧旭市地域と全く同じように滞納処分についての手続きを行うということにしております。したがって、滞納者への一斉催告についても旭市と同じ条件で抽出をして、催告書を発送いたしてお

ります。その結果として、納付の無い方で、財産調査を行って差し押さえ可能な財産があると判断できる場合には、差し押さえを行い、換価いたします。

以上です。

○委員長（林 俊介） 高木委員、よろしいですか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の説明でおおかたは分かったんですけども、一つ、一番古い滞納は何年度かの問題がちょっと聞き漏らしたような気がするんですけども、その辺、分かりますか。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 一番古い滞納の年度ですけども、税の場合、基本的には5年時効ということですので、差し押さえ等ができなければ、5年たつごとに時効で消滅しますが、私どもの方で差し押さえを行ったり、それから分割納付の、文書によります誓約書をとった場合には、その時点で時効が中断いたします。1回、時効が中断いたしますと、そこからまたさらに5年というスパンがありますので、過去に差し押さえをやって、そのまま実際に財産が無くてというか、土地の場合に強制公売がまだできませんので、過去に差し押さえをやったんですけども、強制公売できないもののような物件については、差し押さえをした時点から時効が中断しておりますので、相当古い、それこそ平成6年とか7年とかというようなそういう古い年度のものも一部残ってはおりますけれども、滞納者の中で一番古い年度というのはちょっとそういうデータとして私どもの方が調べる意味があまり無いものですから、ちょっと確認してはおりません。申し訳ないんですけども。

ただ、差し押さえだとか分納誓約をとります、その時点で時効は中断いたしますので、過去にそういうとったもの、差し押さえをやったものについては、その時点でのもう5年以上の前のものもまだ時効で消滅しないで残っているものはあるということでございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） それも分かりますけれども、そうじゃなくて、今は何年度分が時効にかかるかという、それをちょっと知リたかったもので、今から5年と数えていけば分かるんですけども、その部分をちょっと聞きたかったもので。ちょっとそれだけ。申し訳ない……。

○委員長（林 俊介） 高木委員の再質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 17年度現在で時効にかかるものといいますと、平成12年度の納期

分のものが時効にかかります。

以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

○委員（高木武雄） はい。わかりました。ありがとうございました。

○委員長（林 俊介） ほかにございませんか。

はい、日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと関連質問みたいになるんです、あんまり関連質問は芳しくないということでございますけれども。

税務課長、ちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、調定見込額、ここで予算書、出ますよね。決算書になりますと、これは調定額で出てくるんでしょう、この金額が。それで、徴収率を掛けまして予算が個人でやれば20億7,301万4,000円。多分、決算書になると、ほとんど今までの事例でいきますと、徴収率へ行くと100何%になるんじゃないかなと思うんですよ。それは予算の時点で徴収率を低く抑えてあるんじゃないかな。実は私、勝手な思い込みかもしれませんが、予算編成時においてももう少し徴収率を1%なり0.5%上げてはどうかと思うんですけれども、その辺、考え方としてはどうでしょうかね。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収率、予算の方ではちょっと低く見ているのではないかとのご質問なんですけれども、実際に確かに調定見込額と決算になったの調定額というのを見ますと、必ずしも一致しない、決算の調定額の方が多くなる場合というものも間々ありまして、予算額よりも決算額の方が多くなって実際の収入が多いという場合もございます。

ただ、その場合はだいたい調定の額が見込みよりも何らかの要因で増えたことによるもので、予算書の見込みと決算書の徴収率、これは比較いたしますとあまり差が無いといえますか、16年度はちょっと分からないんですが、17年度の通年の徴収率、1市3町合計の徴収率と11月、この予算書を作成する段階で見積もった17年度の決算見込みの最終の見込徴収率を見ますと、予算書で見たよりも若干低くなってしまう項目もございましたので、私どもの方として高い徴収率をやればいいんでしょうが、結果として高い徴収率を書きますと、実際に取れないような額を見込んでしまった、到達できない徴収率を見込んだということで、歳入はやはりある程度堅実な収入を見込みたいというところがございまして、甘く見込んで歳入欠陥を起こしますと予算の執行に差しさわりのことがございますので、これについては

財政課ともヒアリングの中でもっと徴収率はもう少しはできないのかとか、そういうやりとりとったりもございまして、その中でこれが一番、今現時点での現実的な徴収率であるということ予算上見込ませていただいたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） よろしいですね。

ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について、担当課長は随時説明をしてください。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案の審査は途中でございますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。いいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号について、企画課長は説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 特に補足して説明する事項ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 1点だけ。

第3条、審議会、15人以内で組織するというので、1から5までありますけれども、5の公募委員の人数等の制限がございますか、この辺を。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 現時点では公募委員の数を定めておりません。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続きまして、議案第15号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で条文を追った補足説明をしてありますので、それ以上の補足説明はございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） ご質問します。

この条例を見ますと、消防に係る任務はここに付随するような気がいたしますけれども、今まで消防は水火災から町民、市民を守ることであつたけれども、今度はこれを想定されるのは、テロを想定しているんですか、戦争になればこれは想定外でしょうけれども、その辺お聞かせいただければ。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 消防の関係でございますが、今までは消防は災害、いわゆる普通の地震、水害ですか、そういうのでありますが、今回のこの条例ではいわゆるテロ、武力攻撃、そういうものを想定してのことでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、消防関係としましては市民の避難、誘導が主な仕事のようになるんですか、その辺はどう解釈したらいいですか。

○委員長（林 俊介） 高木委員の再質疑に対しまして答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 今回のこの条文の中では、一応、災害対策本部、それと緊急事態の対策本部、それを設置することになります。それで、そのうち消防の責務でございますが、いわゆるそれだけでは限らず全体的な避難、誘導、そういうものにかかわることになると思います。

○委員長（林 俊介） ほかに。
(発言する人なし)

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続きまして、議案第16号について、総務課長、説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） これも本会議で条文を追った補足説明をしておりますので、別に付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
島田委員。

○委員（島田和雄） 第2条のこの委員の定数は23人以内とするということでありますけれども、どのような方が委員になれるのか。

で、その2番目ですけれども、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるとなっておりますけれども、どういう調査をされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、第2条の関係でございますが、一応、委員は指定地方行政機関の職員、それと、これは法律の施行令の方で定めてありまして、この辺ですと管区警察局、あるいは気象台、それから海上保安本部、全部でこれ26種類あります。そこで、施行令の方で指定されております、これがいわゆる指定地方行政機関でございます。それと自衛隊、それから都道府県の職員、それから市町村の助役、それから教育長並びに消防長、それから一般職員、それと指定公共機関の役員または職員、そういう方が一応委員となると、これは施行令で定められております。

それから、専門委員の専門的な調査ですか、ということでございますが、先ほど言いましたように、指定地方行政機関のそれぞれの所管する職務、気象庁の職員であればいわゆる天候だとかそういうことですね、それらの専門的なことを調査してもらうと、そういうことで

す。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 委員と専門委員というのは、これはまた別個なんですか。委員が23人以上というふうに書いてありますけれども、そのほかにまた専門委員という方をお願いするどのような考え方でしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今、総務課長の説明を聞いておりますと、23人の方はほとんど公的な部門に属する方と、こういうふうに理解していいのでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） そのとおりでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続きまして、議案第17号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） この件についても本会議の補足説明で条文を追って説明してありますので、付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続きまして、議案第18号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明をしたほかに付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。質疑
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続きまして、議案第19号について、企画課長、説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） これも本会議で説明済みでございますので、特に補足する部分ござ
いませんで、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。あり
ませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 4条の基金から生ずる収益というのがありますけれども、これはいつか
らこの収益が生じるのか、どのくらいを見込んでいるのか、まず第1点、お聞きしたいと思
います。

それと、その次に、同じく4条であります、基金の設置目的を達成するために必要な事
業の財源に充てるとなっております。これはどういう事業を想定されているのか、お聞きし
たいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まず、収益の発生でございますけれども、積み立てまして当然1年
等で回していけばそれに対して利子が発生いたしますので、その時点で収益が出るという形
になります。ただ、今、非常に低金利の中でどれだけ収益が出るかということは、ちょっと
現時点でまだ予測できない部分があります。実際に18年度の積み立てといたしましては、こ
れ合併特例債を見込んでおりますので、合併特例債の許可額、これが認められればその時点
で積むような形になりますので、年度末に近い時期になってしまうのかなというふうに思っ
ております。

あと、この使用でございますけれども、本会議の場でもちちょっとご説明申し上げた部分で
はありますけれども、旧合併前の市町村の一体感の醸成に資するもの、そういったものに使
いますよということで、特に何に使うということは現時点ではまだ定めてございません。例

を申し上げれば、イベントの開催でございますとか、新しい文化の創造に関する事業の実施、それから市民団体への助成、そういったものは考えられるということでございます。実際にこれから若干金利の情勢が好転いたしますれば、ある程度の部分見込めるかなということでございます。あと、国債等で運用することも想定しておりますけれども、国債の利率自体も、今10年物の国債で1.6%ぐらいまで上がってきているということですので、その辺出れば、多少数字が出せるかなと。で、それは当然予算に組み入れて、そういったソフト事業に充てていく、もしくは、また再度これに合わせて積み立てていくという形になろうかと思います。以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続きまして、議案第21号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明した以外はございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続きまして、議案第22号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） これも本会議で補足説明した以外には付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続きまして、議案第23号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、お手元に新旧対照表が配られているかと思います。それをご覧いただきたいと思います。

それでは、条文に追って説明いたします。

まず、第2条でございますが、第2条の改正は、給与の種類から調整手当を削除し、災害派遣手当に武力攻撃災害等派遣手当を加えるものでございます。

第5条第3項は、職員の昇給について改めるものでありまして、昇給時期を年1回に統一し、前年の1年間における勤務成績に応じて昇給させるものであります。次の第4項は、昇給させる場合の昇給の幅について改めるものでありまして、勤務成績の良好な者の昇給は4号給を標準とし、7級の職員は3号給を標準として昇給させるものであります。第5項は、55歳を超える職員の昇給について改めるものでありまして、昇給の幅を通常の職員の半分の2号給とするものであります。1枚めくっていただきたいと思います。第6項は、昇給は給料表の最高号給を超えては行わないとするものです。第7項は、昇給は予算の範囲内とするものであります。第8項は、公務上の疾病等で勤務をしなかった職員が職務に復帰したときの昇給の調整に関する規定でありまして、他の職員との均衡上、号給を調整することができるものとするものであります。

第12条は、調整手当を削除するものであります。

第19条は、勤務1時間あたりの給与の計算基礎から調整手当を削除するものであります。

第24条第3項は、期末手当の基礎額から調整手当を削除するものであります。第24条第5項は、役職加算の基礎額から調整手当を削除するものであります。

次に、1枚めくっていただきます。

第27条第2項及び第3項は、勤勉手当の基礎額から調整手当を削除するものであります。

第28条は、武力攻撃災害等にかかわる文言整理と派遣手当に関する規定でありまして、派遣された職員が旭市に滞在したときに手当を支給するために定めるものであります。

第29条は、手当の支給方法から調整手当を削除するものであります。

第31条第2項から第4項までは、休職者の給与から調整手当を削除するものであります。

別表第1は、給料表を改めるものでありまして、現在の9級制から7級制に変えるものであります。

また、給料表が、現在の1号給を4号給に4分割した給料表となり、勤務実績を反映した昇給が図れる給料表となります。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 1点だけちょっと伺いますけれども、1枚目めくったところに6と7という形がございますね、これは5条の6、7で。「職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。」ということ、これは新しくその6、7、昇給について出てきているわけでございますけれども、例えば7の昇給、「予算の範囲内で行わなければならない」ということになると、過去には予算外でも行われることがあったということなのか、この「号給を超えて行うことができない」というのは、号給を超えて実際はあったのかどうか、その辺をちょっと参考まで。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、予算の関係でございますが、今までもそういうことは一切ございません。明確化したということですね。

それと、今までは最高号給、そういうものがそれ以上に行った場合は、特定号給という形で支給してたんですが、今回の改正でそういうことはもう一切やってはならないということをも明確化したと、そういうことでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 7番目の職員の昇給のことですけれども、「予算の範囲内で行わなければならない」となっておりますが、これ考え方なんです、先にこの職員の給与に対しての予算を決めてから、職員のいろいろ昇給にかかわるこの給与というのを後から決めるわけですか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 人件費の予算は、例えば今年度でいえば18年度の予算を積算するとき、いわゆる現在の号給、それから、要するに1年間に昇給するののも決まっていますよね、例えば4月、7月、10月、だから、そういうものを見込んで一応予算は組んであります。

それで、昇給の件につきましては、いわゆる後から確かに追いかけるような形も出てきます。ですけれども、あくまでもそれはまた予算を補正予算なりをして、不足すればそこで予算計上をして対応している、そういうことです。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄）　　ということは、先に予算があるんじゃないかと、昇給とかそういうのを含めて計算をして、それで後から給与に関しての予算を組むという、こういう考え方ということでしょうか。

○委員長（林　俊介）　島田委員の再質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男）　予算を組むときは、例えば私なら私が4月に昇格するというのは分からないわけですよ。ですから、昇格ということは見込んでありません。ですから、通常には昇給はもう分かっていますから、要するに当初の予算を計上するときにはその分を見込んで計上してあります。昇格の場合ですね、昇格の場合というのはその時点では分からないから、結局4月になって昇格したものについては、予算が足らなくなれば補正をしてそれで対応していた、そういうことです。

○委員長（林　俊介）　よろしいですか。

○委員（島田和雄）　はい。

○委員長（林　俊介）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林　俊介）　特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続きまして、議案第24号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男）　本会議で補足説明した以外に追加することはございません。

○委員長（林　俊介）　特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄）　改正されました今度の条例なんですけれども、今までの本市から路程100キロ未満の地域ということでありましたけれども、今度は千葉県内の市町村、または茨城県鹿嶋市、潮来市、もしくは神栖市と改められたわけでありますけれども、千葉県内全域を入れたということはいいいとしまして、この茨城県の3市については今までのこの路程100キロよりも短くなるというような感じがしますが、その辺の扱いはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

○委員長（林　俊介）　島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、今回のこの改正にあたっての考え方でございますが、一応行財政改革をいわゆる経費削減の一環として行う。また、県内の出張は原則として交通手段は公用車を使用するので、県内すべてを支給対象外とすると、こういうことを基本として協議をして、今回の改正を行うことにしたわけでございます。

この協議を行った中で、委員おっしゃったような意見も確かにございました。房州方面、いわゆる館山市ですか、あっちの方よりも近い県外の利根川沿いはどうするのかとかと、そんな議論も重ねましたが、このような中で協議を重ねた県内については、距離に関係なく一律、一番分かりやすい、すべてをするということで行いました。また、利根川沿いの3市については、県外ではありますけれども日常生活圏の範囲内であるということで、明確にしないと、そういうことでございます。

なお、この方面の出張、茨城県ですか、またあるいは県内の房州方面ですが、ほとんど出張はめったにあるものではございません。それで、いわゆる旭市の方の所管の出張といいますと、大部分が県庁の出張が多ございます。いずれにせよ、いろいろな考え方があると思いますが、行財政改革の一環として行ったということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続きまして、議案第25号について、税務課長は説明をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 議案第25号につきましては、本会議で条文の順に補足説明してございますので、それ以外にはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続きまして、議案第28号について、財政課長は説明をしてください。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 本会議におきまして、今回の条例の改正は公募の例外の拡大ということでご説明いたしました。具体的にどういうケースかということについてご説明いたしま

す。

今、ある市営住宅にある世帯が入っていて、その世帯の数が今かなり大きくなった、増えたというケースでございます。そのような状況の中で、それよりも広い市営住宅があいた場合に、今までは公募をして入る人を募集してたんですけれども、これからは狭い所に大勢いた方が公募をしないでこちらへ、広い所へ移れる、そういうような規定でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 財政課長の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続きまして、議案第30号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明した以外に付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続きまして、議案第34号について、企画課長は説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 議案第34号でございますけれども、本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続きまして、議案第35号について、企画課長は説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 議案第35号も本会議で説明したとおりでございます。補足する部分ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。ござ

いませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続きまして、議案第36号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) この議案第36号でございますが、昨年12月5日にいすみ市が、それから本年1月23日に匝瑳市が、それから3月20日から南房総市が、並びに27日から成田市、それから香取市、山武市が合併によって誕生することに伴うことと、それから、今月末をもって千葉県自治センターが解散することに伴う協議をお願いするものであります。

以上です。

○委員長(林 俊介) 総務課長の説明は終わりました。

議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続きまして、議案第37号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) この議案は、先ほど説明した36号に関連するものでございまして、改めて付け加えることはございません。

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

続きまして、議案第38号について、総務課長、説明してください。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) これも先ほどの36、37号に関連するもので、付け加えることはございません。

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

続きまして、議案第39号について、総務課長は説明をしてください。

○総務課長（増田雅男） これも改めて付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより、討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案どおり可決いたしました。

議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案どおり可決いたしました。

議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案どおり可決いたしました。

議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案どおり可決いたしました。

議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案どおり可決いたしました。

議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案どおり可決いたしました。

議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案どおり可決いたしました。

議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

議案第36号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 俊介） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある課長は随時報告をしてください。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、終わります。

陳情の審査

○委員長（林 俊介） 続きまして、陳情 1 件の審査を行います。

税務課以外の所管は、退席をしてください。

委員の皆さんは、しばらくそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1 時 4 0 分

再開 午後 1 時 4 2 分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 3 月 2 日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 1 号 庶民
大增税の中止を求める陳情についての 1 件であります。

それでは、陳情第 1 号 庶民大增税の中止を求める陳情についての審査を行います。

税務課長より参考意見がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この陳情にかかわります内容につきましては、いずれも法律の改正
が必要なものでございまして、国会で審議されるべき問題でございますので、一市の税務
課としては、意見は控えさせていただきます。

○委員長（林 俊介） ありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。ございませんか。ありますか。

(「ああ、いいや、後から入れてもらえれば」の声あり)

○委員長(林 俊介) 高木委員。

○委員(高木武雄) 税問題ですけれども、やはり税が重くなるというのは大変問題があると思いますけれども、今のいろいろな状況を勘案してみますと、公平な形の平均的に上がるものであれば、誰かが負担しなければならないものなので、この陳情は、私は要らないと思います。

この陳情は否決ということにしていきたいと思います。

○委員長(林 俊介) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さん、退席してください。

大変ご苦労さまでございました。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時 1分

○委員長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長(林 俊介) 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第1号 庶民大增税の中止を求める陳情について、採択するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 賛成者なし。

改めて採決をいたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

旭市議会委員会条例の一部を改正する条例についての審査

○委員長(林 俊介) 次に、去る3月2日に開催いたしました全員協議会において、総務常任委員会で審査をお願いしたい旨の依頼がありました、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本委員会で審査するものであります。

ただいまから本件について審査を行います。

事務局、説明をしてください。

事務局長。

○事務局長(来栖昭一) それでは、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。座ったまま説明させていただきます。

委員会条例の一部改正につきましては、市長部局より上程されております、議案第21号旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、新市行政推進室を削ることに伴いまして一部改正をするものでございます。

それでは、お配りしてございます、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)をご覧いただきたいと思います。

なお、参考資料といたしまして、その下に新旧対照表をお付けしてございます。

それでは、ご説明いたします。

本件につきましては、別表、総務委員会の項中にあります、「新市行政推進室の所管に関する事項」を削るための一部改正でございます。改正案といたしましては、4の新市行政推進室が無くなることから、その部分を削り、順次番号を繰り上げていくものでございます。また、この一部改正については、市長部局の議案が可決された後に議員発議として上程することになりますので、その準備として、発議案に伴う提出者並びに賛成者についてもご協議をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 事務局の説明は終わりました。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いします。

（「特になし」の声あり）

○委員長（林 俊介） ご意見はございません。

特にないようでございますので、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 異議ないようでございますので、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、ただいま協議いただきました本件につきましては、発議案として議会へ提出することになりますので、事前に準備をしたいと思っております。

それでは、発議案について、提出者並びに賛成者の協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 旭市議会になって初めてでございますので、通常ですと委員長が提出者になるんじゃないですかね。そういうことであれば、今までの慣例とか恒例とか、それに倣って進めていただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） ほかに、賛成者。

（「全議員」「議員さん全員で」の声あり）

○委員長（林 俊介） それでは、ただいま高木委員からのご意見のとおり、提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 異議ないようでございますので、提出者は総務常任委員長、賛成者は総務常任委員の皆様方、そのように準備を進めたいと思います。

以上で、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例についての審査は終了いたしました。

○委員長（林 俊介） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時 8分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 林 俊 介